

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成15年4月4日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「平成15年度県立郡山高等学校の一般選抜入学試験に於ける10%枠の合否ボーダーラインの詳しい成績」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成15年4月17日、実施機関は本件開示請求に対応する行政文書として、「平成15年度県立郡山高等学校入学者一般選抜に係る10%枠の選考対象者の成績一覧表（以下「本件行政文書」という。）」を特定した上で、本件行政文書を開示しない旨の行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

開示しない理由

条例第7条第2号に該当。

「成績一覧表」に示された情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

条例第7条第5号に該当。

「成績一覧表」は、合否判定のための内部検討資料として作成されたものであり、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成15年6月13日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮 問

平成15年6月24日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書等において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

実施機関の理由説明書の「条例第7条第5号の該当性について」のくだりで「その一般的な公開は、外部からの圧力や干渉等を受けることなどによって、今後の入学者選抜委員会や合否判定会議において、教員の率直な意見交換や、校長の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。」と述べているが、これは全く日本を含む諸先進国の常識に反することで、どうして実施機関がこのように陳述しているのか、全く理解に苦しむと共に、このような実施機関が日本の若者の教育を担っている現実に空恐ろしくなってくる。

そして、実施機関の理由説明書の「条例第7条第2号の該当性について」のくだりで「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と書かれているが、どうして個人が入試の合否のボーダーラインや自分の成績を詳しく知ることが個人の権利利益を害するのか。実施機関の陳述は単なるこじつけとしか思えない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件行政文書について

県立高等学校入学者一般選抜では、中学校の教科に関する学習成績に基づいて算出された調査書成績、学力検査成績及び調査書のその他の記載内容（学習に関する所見、特別活動に関する所見及び人物に関する所見）を資料として総合的に合否判定を行うことを基本としているが、全日制課程普通科においては、募集人員の一部（10%）について、調査書成績を用いず、学力検査成績と調査書のその他の記載内容を資料として選抜することもできることとしている。この場合、合否の判定は次のようになされている。

受検者ごとに調査書成績と学力検査成績とを合計し、合計点の多い者から順に募集

人員の90%に当たる者までをA群、その他の者をB群とする。A群については全員を、B群については学力検査成績の点数の多い者から順に合格者とするを原則とするが、その際、調査書のその他の記載内容を考慮して総合的に合否を判定する。

県立郡山高等学校も、この方法で入学者選抜を実施しており、本件行政文書は、県立郡山高等学校の平成15年度入学者一般選抜におけるB群（以下「10%枠選考対象者」という。）の合否判定のために作成された成績一覧表である。本件行政文書には、各教科の学力検査成績及び合計点の他、調査書成績が受検者ごとに学力検査成績の点数が多い者から順に記載されている。

なお、同校の平成15年度入学者一般選抜では、募集人員400名に対して509名の受検者があり、うち360名（募集人員の90%）が、調査書成績、学力検査成績及び調査書のその他の記載内容を資料として選抜され、40名（募集人員の10%）が、調査書成績を用いず、学力検査成績と調査書のその他の記載内容を資料として選抜されている。

2 条例第7条第2号の該当性について

開示請求のあった10%枠選考対象者の成績一覧表は、受検者一人一人に関する成績等の情報が集約された個人の情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

「各教科の学力検査成績及びその合計点」及び「調査書成績」は、平成13年度入学者選抜から、個人情報保護条例の施行により、受検者が開示請求できるものとしており、県立郡山高等学校においては、本年度、受検者509名のうち、現在のところ388名が「各教科の学力検査成績及びその合計点」の開示請求をしている。したがって、本件行政文書を公にした場合、「各教科の学力検査成績及びその合計点」の開示請求者にとっては、当人の好むと好まざるにかかわらず、自らの学力検査成績の順位等が明らかにされる可能性が高い。また、開示請求者が知った「各教科の学力検査成績及びその合計点」は、開示請求者どうし等で情報交換されていることがあり、本行政文書を公にすることは、特定の個人の順位等についてまでも他人に明らかにすることにつながりかねない。すなわち、本件行政文書の一般的な公開は、個人の権利利益を害するおそれがある。

よって、本件行政文書の情報は、本号に該当するものとする。

3 条例第7条第5号の該当性について

各県立高等学校では、入学者選抜委員会や合否判定会議を設け、本件行政文書をもとに、学力検査成績の点数の多い者から順に合格者とするを原則としつつも、生徒の優れている点や長所などを積極的に評価するため、調査書のその他の記載内容を考慮して、総合的かつ厳正に合否判定を行っている。したがって、10%枠選考対象者では、合格者の学力検査成績の最低点より高い学力検査成績の生徒が不合格になることもあり得る。

本件行政文書は合否判定のための内部検討資料として作成されたものであり、その一般的な公開は、外部からの圧力や干渉等を受けることなどによって、今後の入学者選抜委員会や合否判定会議において、教員の率直な意見交換や、校長の意思決定の中

立性が不当に損なわれるおそれがある。

よって、本件行政文書の情報は、本号に該当するものとする。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、開示請求に係る行政文書は不開示情報が記録されていない限り、開示しなければならない旨の第7条の規定が置かれている。これらの不開示規定は、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護するために規定されており、条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

本件行政文書の内容及び作成・使用の経緯・態様は、実施機関の説明のとおりである。すなわち、県立郡山高等学校の平成15年度入学者一般選抜における10%枠選考対象者の合否判定のために内部検討資料として作成された成績一覧表であり、それには、各教科の学力検査成績及び合計点のほか、調査書成績が受検者ごとに学力検査成績の点数が多い者から順に記載されており、これを基に入学者選抜委員会、合否判定会議を経て、校長が合格者を決定していることが認められる。

3 条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文後段は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」として、特定の個人を識別できない情報であっても個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則として不開示とする旨規定している。

実施機関は、本件行政文書の情報が、条例第7条第2号に該当するとしているの

で、これらの情報が本号に該当するか、以下検討する。

実施機関が不開示とした本件行政文書に含まれる情報は、整理番号におき替えられた各受検者の科目別点数、合計点及び調査書点数であり、この状態では特定の個人を識別することができる情報とは言えない。

しかしながら、個人情報保護制度における「各教科の学力検査成績及びその合計点」について、自己情報の開示を受けている受検者が多数存在することを考慮すると、本件行政文書を開示することにより、集団的にそれを実行し集約すれば、各受検者の好むと好まざるとに関わらず、各受検者の学力検査成績の順位等が判明することとなり、各受検者の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、条例第7条第2号本文後段に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書について

本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報が職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、本号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関が不開示とした情報が、本号ただし書アからウまでに該当しないことは明らかである。

(3) まとめ

よって、本件行政文書の情報は、条例第7条第2号に該当すると判断する。

4 条例第7条第5号該当性について

条例第7条第5号は、「県の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当する情報については、不開示とすることを定めている。

実施機関は、本件行政文書の情報は、合否判定のための内部検討資料として作

成されたものであり、公にすることにより意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとしているので、これについて以下検討する。

(1) 条例第7条第5号前段要件該当性について

本件行政文書の情報は、実施機関において合否判定のための検討資料として作成使用されているものであって、最終的な合格者の一覧表ではないことから、実施機関内部における検討に関する情報であると認められる。

(2) 条例第7条第5号後段要件該当性について

本件行政文書の情報は最終的な合否判定結果でなく、合否判定の過程における情報であり、最終の合否判定結果に異動をきたす要素を含んだ情報であることが認められる。

したがって、これを開示することとした場合、不合格者の学力検査成績が最終的な合格者の学力検査成績を上回るような事態が生じるケース等において、調査書のその他記載内容の評価をめぐって外部からの圧力や干渉等を受けることが予測され、今後の入学者選抜委員会や合否判定会議において、教員の率直な意見交換や、校長の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが認められる。

(3) まとめ

よって、本件行政文書の情報は、条例第7条第5号に該当すると判断する。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、本件事案は、異議申立人に対する実施機関の説明が不十分であったことに起因すると考えられるので、今後の入学者選抜事務遂行においては説明責任が十分果たされるよう要望する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は別紙のとおりである。

(別紙)

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成15年 6月24日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成15年 8月11日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成15年 9月26日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成16年 2月 4日 (第82回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 異議申立人から意見等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成16年 3月 3日 (第83回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年 4月 7日 (第84回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年 6月 2日 (第85回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成16年 7月30日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

奈良県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
さわにし やすちか 澤西 康允	元産業経済新聞大阪本社奈良支局長	
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授（理科教育）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	帝塚山大学教授（行政法）	

(平成16年7月30日現在)